

## 議第93号

## 訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成20年 9 月 4 日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

相 手 方	
事 件 の 種 類	市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、京都市右京区太秦乾町 2 番地蜂ヶ丘市営住宅 の入居者の同居者であったが、当該入居者の死亡後も、入居の承継の承認を受けないまま、当該市営住宅を不法に占有している。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、当該市営住宅の明渡しを請求したが、相手方は、これに応じようとするしない。</p> <p>そこで、相手方に対し、当該市営住宅の明渡し及び不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

## 提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。